

○筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成25年3月25日
告示第28号

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の区域内で活動する地域団体や市民等（以下「地域団体等」という。）が主催する各種イベントにおいて、当該イベントの参加者が突然の心肺停止状態に陥ったときの救命活動に備え、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を地域団体等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第2条 貸出機器は、AED1台とし、健康増進担当課に保管する。

（貸出対象事業）

第3条 AEDの貸出対象となるイベントは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすイベントとする。

- （1） 地域団体等が主催するもの
- （2） 市内で開催され、市民を含む複数の者が参加するもの
- （3） イベントが営利を目的としていないもの

（貸出対象者）

第4条 AEDの貸出対象となる者は、前条に規定するイベントを開催する地域団体等の代表者とする。

（貸出条件）

第5条 AEDの貸出しを受ける地域団体等は、当該イベントの開催期間中に次の各号に掲げるいずれかの者を会場に配置しなければならない。

- （1） 医師、看護師等の医療従事者
- （2） 消防署その他による普通救命講習等を修了しており、その証明書等の提示ができる者

（貸出期間）

第6条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日を含め7日以内とする。ただし、貸出期間が他と重複しない場合であって、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（貸出しの申請）

第7条 AEDの貸出しを希望する地域団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の5日前までに、AED貸出申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸出しの承認等）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出しを承認する場合は、AED貸出承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、同一日に複数の申請があった場合は、原則として申請順に承認するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

3 市長は、AEDの貸出しを承認しない場合は、AED貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（貸出中の管理）

第9条 AEDの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、これを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

2 AEDの受渡しは、破損防止のため健康増進担当課窓口で行うものとする。

3 AEDの管理は必ず借受者が行い、盗難及び破損等の防止に努めるものとする。

4 借受者は、AEDを処分し、又は貸出しの目的以外に使用してはならない。

5 借受者は、AEDを第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

（返却等）

第10条 借受者は、返却予定日までに、AEDにAED借用実績報告書（様式第4号）を添えて健康増進担当課の点検を受け、返却するものとする。

（費用の負担）

第11条 AEDの貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 AEDを破損又は紛失した場合は、借受者は速やかにAED破損・紛失届(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、借受者がAEDを故意又は過失により破損又は紛失した場合には、当該AEDと同種のもの又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

3 市長は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、AEDを返還させることができる。

(1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほかAEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

A E D 貸 出 申 請 書	
年 月 日	
筑西市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> (申請者) 所 在 団 体 名 代表者名 印 </div> <p style="text-align: center;">A E Dの貸出しを受けたいので、筑西市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱第7条の規定により次のとおり申請します。</p>	
イ ベ ン ト 名	
イ ベ ン ト の 内 容	
開 催 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
開 催 場 所	
参 加 予 定 人 数	人
貸 出 希 望 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで <small>【原則として、開催日1日前に貸出し、開催日の翌日返却とします。（市役所閉庁日を除く。）】</small>
医療従事者又は普通救命講習等受講者氏名	<input type="checkbox"/> 医療従事者（資格名： ） <input type="checkbox"/> 普通救命講習等受講者
	氏 名 _____
使 用 責 任 者	電 話 番 号 ()
備 考	

【借用時申請者承諾欄】

筑西市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱の規定を十分承知し、借用中の管理・使用に係る一切の責任を当方が負うものとして、A E Dを借り受けます。

申請者署名： _____

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

A E D 貸 出 承 認 通 知 書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありましたAEDの貸出しについては、次のとおり決定しましたので、筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第8条第1項の規定により通知します。

イベント名	
貸出期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
使用場所	
付帯条件	・筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱を順守すること。
備考	

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

A E D 貸 出 不 承 認 通 知 書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありましたAEDの貸出しについては、次のとおり不承認としましたので、筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第8条第3項の規定により通知します。

イベント名	
貸出期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
不承認の理由	
備考	

様式第4号（第10条関係）

A E D 借 用 実 績 報 告 書		
年 月 日		
筑西市長 様		
(借受者) 所 在 団 体 名 代 表 者 名 印 電 話 番 号		
<p>イベントが終了したので、貸出しを受けたAEDについて、筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第10条の規定により次のとおり報告します。</p>		
イ ベ ン ト 名		
イ ベ ン ト の 内 容		
開 催 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
開 催 場 所		
参 加 人 数	人	
借 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
A E D 使 用 の 有 無	有 ・ 無	
使 用 し た 場 合 の 状 況	使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 頃
	使 用 を 受 け た 者	<p>【分かる範囲で記載願います。】</p> 住所： () 市 性別： 男 ・ 女 年齢： () 歳くらい
	使 用 時 の 状 況	【分かる範囲で記載願います。】
備 考		

様式第5号（第12条関係）

A E D 破 損 ・ 紛 失 届	
年 月 日	
筑西市長 様	
(借受者) 所 在 団 体 名 代 表 者 名 印	
貸出しを受けたAEDについて、破損・紛失したので、筑西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第12条の規定により次のとおり届け出ます。	
破損・紛失日時	年 月 日（ ） 時 分頃
破損・紛失場所	
原 因	
破 損 ・ 紛 失 に 至 っ た 経 緯	【できるだけ詳細に記載願います。】
備 考	

- 様式第1号 (第7条関係)
- 様式第2号 (第8条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第10条関係)
- 様式第5号 (第12条関係)